

2005年度
民事執行・保全法講義
秋学期 第7回

関西大学法学部教授
栗田 隆

目次

- 動産執行の機能
- 動産執行の対象（[122条](#)）
- 場所単位主義
- 執行官の任意弁済受領権
- 差押えの方法（[123条](#)・124条）
- 差押えの効力（126条-127条）
- 差押禁止財産

動産執行の機能

- 執行対象としての動産の特質
 1. 価値の低下が激しい
 2. 常設的な売却場所がなく、買受希望者も少ない
- 債権回収手段として不十分で、弁済促進機能ないし間接強制機能をもつ
- しかし、法は、無益な執行を禁止し、優先債権の満足に至る見込みのない動産の差押えを取り消すべきものとしている（[129条](#)・130条）。

動産執行の対象（122条）

- 民法上の動産（民法86条2・3項）は、動産執行の対象となるのが原則である
- 登記・登録により権利変動が公示される動産については、独自の執行方法が規定されており、動産執行の対象から除かれる。例：
 1. 船舶執行の対象となる船舶（112条）
 2. 航空機執行の対象となる航空機（規84条）
 3. 自動車執行の対象となる自動車（規86条）

民法上の動産ではないが、動産執行に服するもの（122条1項カッコ書き）

- 登記することのできない土地の定着物。
- 土地から分離する前の天然果実で1月以内に収穫することが確実であるもの。
- 裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券株券、社債、倉荷証券等の記名債権。無記名債権は、民法86条3項により動産とみなされることにより動産執行の対象となる。

土地の定着物

- 土地の定着物で登記できないもの（庭木など立木法の対象とならない立木、石灯籠など）は、動産執行の対象となる。
- 土地からの分離が定着物の価値を著しく減損する場合には、不動産執行において土地と共に売却されるべきであり、動産執行は許されない

執行の競合

1億円の債権
のために土地
の差押さえ

5万円の債権のために
樹木のみ
の差押さえ



執行の競合の解決

- 執行が競合した場合には、先行した差押えが優先し、動産執行が先になされれば、そこで差押えられた物は不動産執行から除外される。

有価証券

- 有価証券は、証券を取り上げないと執行の効果を第三者に及ぼすことが困難であるので、動産執行の対象とされる
- 「指図禁止」「裏書禁止」などの記載により裏書が禁止されているものは、それらによって表章されている権利に対する差押命令だけで差押えの効果を第三者に主張できるので、動産執行の対象から外されている

場所単位主義

- 動産執行は、場所を単位にして、一定場所において債務者が占有するすべての動産を対象にしてなされる。
- 執行申立書において、債権者は、債務者の財産が存するであろう債務者の支配下にある場所を特定する（規99条）。
- 債権者は、個々の物を特定して申し立てる必要はない。

差し押さえられるべき物の決定

- 執行場所において具体的にどの物を差し押さえるかは、128条以下の規定に従い、執行官が判断する。
- 執行官は、執行債権および執行費用の合計額を超えて差押えをしてはならない（超過差押えの禁止。128条）。
- 執行官は、債権者の利益を害しない限り債務者の利益を考慮すべきである（規100条）。

執行官の任意弁済受領権

- 執行官は、動産執行において差押債権者のために弁済を受領することができる。
- 任意弁済の受領と金銭の差押えとの差異は、次の点で生ずる。
 1. 差押禁止規定との関係（[131条](#)3号参照）
 2. 執行競合との関係（[140条](#)参照）

差押えの方法（123条・124条）

- 執行官は、差押えに着手する前に、その日時を申立人に通知する（規11条1項）。
- 差押えは、対象となる動産が債務者の責任財産に属するか否かを実質的に調査することなく、その外観としての債務者の「占有」あるいは債権者・第三者の「提出」を基礎としてなされる。

債務者が占有する動産（123条）

- 債務者の占有する動産の差押えは、執行官が占有して行う。債務者の「占有」は、ここでは、事実上の直接支配 = 所持を意味し、間接占有を含まない
- 差押えにあたって、執行官は住居の立入・搜索等の強制的処分をなすことができる（123条2項）。

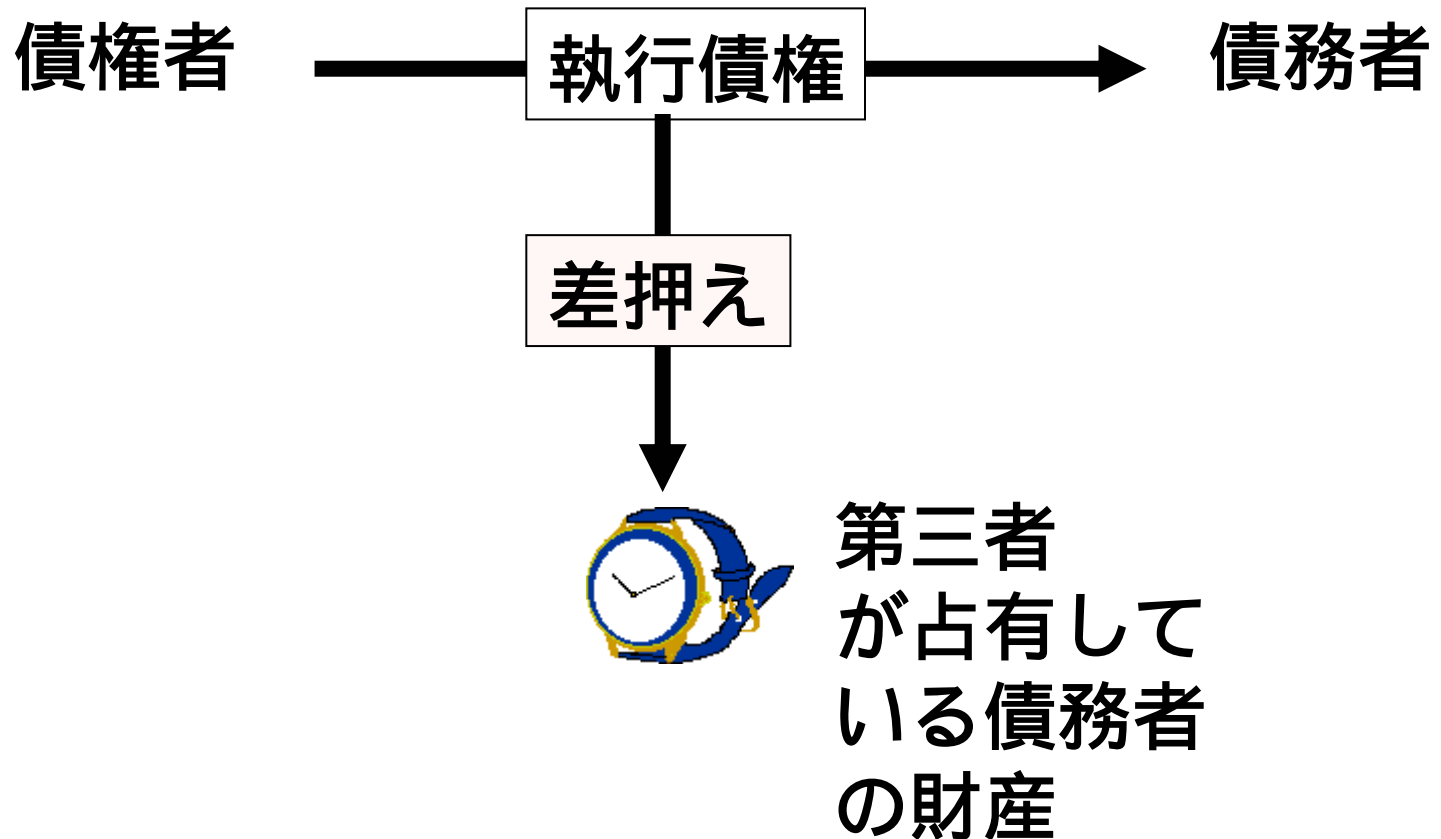
執行官占有（123条）

- 執行官は、債務者の所持を排除し、自らが動産を占有することによって差押えをする。
- この場合の占有は、執行官自身が目的物を保管する方法によってなすのが本則である。
- 債務者（123条3項）、さらに差押債権者または第三者による保管も許される（規104条1項）。

債務者（123条3項）、差押債権者または第三者による保管も許される（規104条1項）

- 封印その他の方法で差押えの表示をし、保管する者に対し、差押物の処分や差押表示の損壊等に対する法律上の制裁（刑96）を告知しなければならない（規104条2項・3項）。
- 差押物を債務者等の従前の占有者に引続き保管させる場合には、差押えの表示は、効力発生要件となる（123条3項、124条）。
- 債務者に差押物を保管させる場合に、執行官は、相当と認めるときは、債務者に使用を許可することができる（123条4項）。

第三者が占有する動産



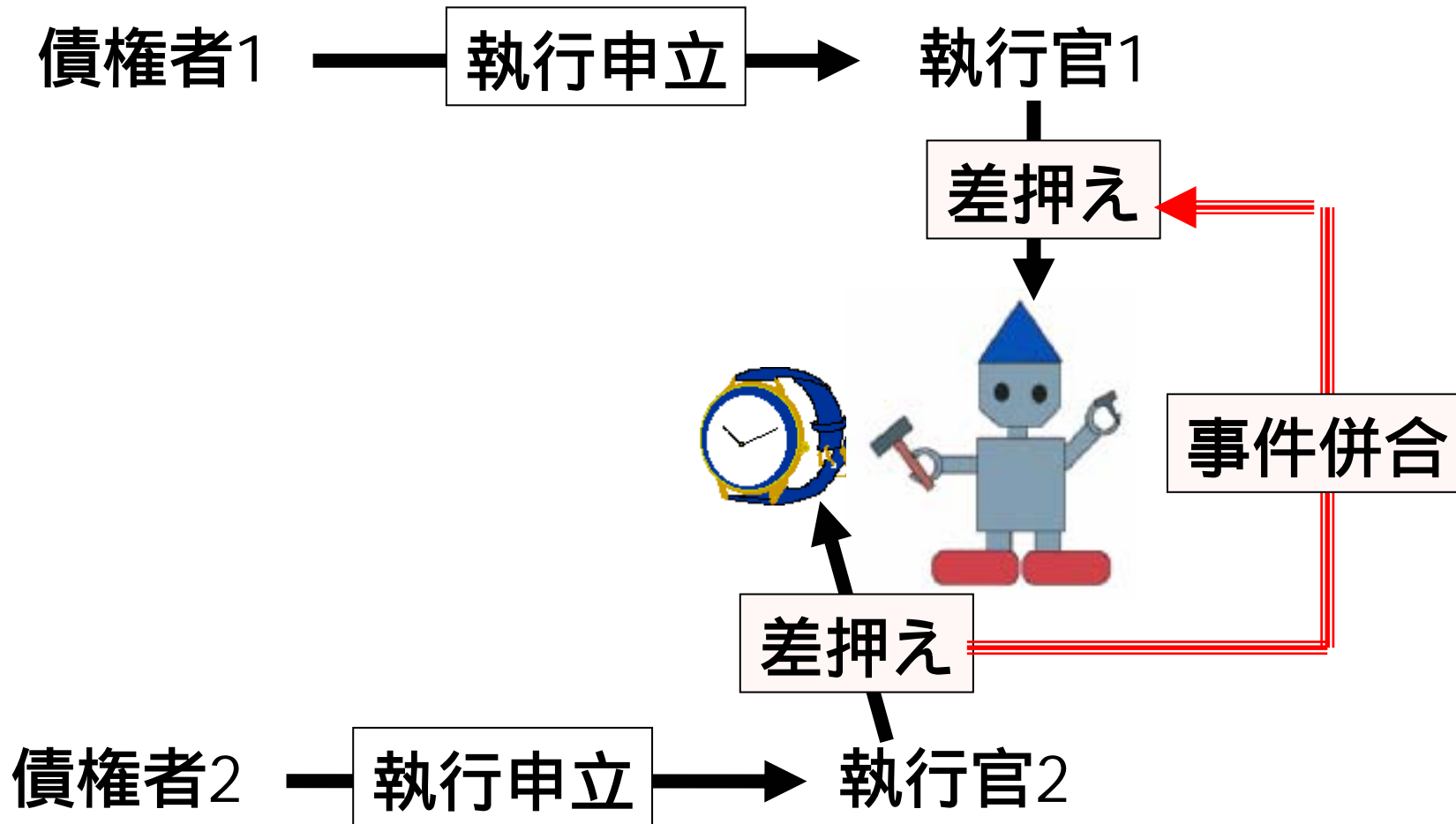
第三者が占有する動産（[124条](#)）

- 占有者が任意に動産を提出した場合、または差押えを承諾した場合には、執行官占有の方法により差し押さえることができる
- 占有者が差押えを拒む場合には、債務者が占有者に対して有する引渡請求権を執行対象としなければならない（[163条](#)）。

二重差押えの禁止

- 同一場所における動産差押えを担当する執行官が常に同一人であるとは限らず、異なる執行官が重複して差押えをするとすると、差押えの要素である執行官占有が重複し、また、売却・配当の段階で適切な処理を期し難い。
- そこで、二重差押えを禁止して、それと機能的にはほぼ同じであるが形式の異なる事件併合の方法により、先行差押えと後行差押えとの調整が図られている。

事件併合



事件併合の効果（125条3項）

- 後発申立ては、配当要求の効果をもつ。
- 後行事件の差押物は併合の時に先行事件において差し押さえられたものとみなされる（先行事件の差押効の拡張）。
- 先行事件について手続の停止・取消し等があったときは、先行事件の差押物は、併合の時に後発事件のために差し押さえられたものとみなされる（後行事件の潜在的差押効の顕在化）。

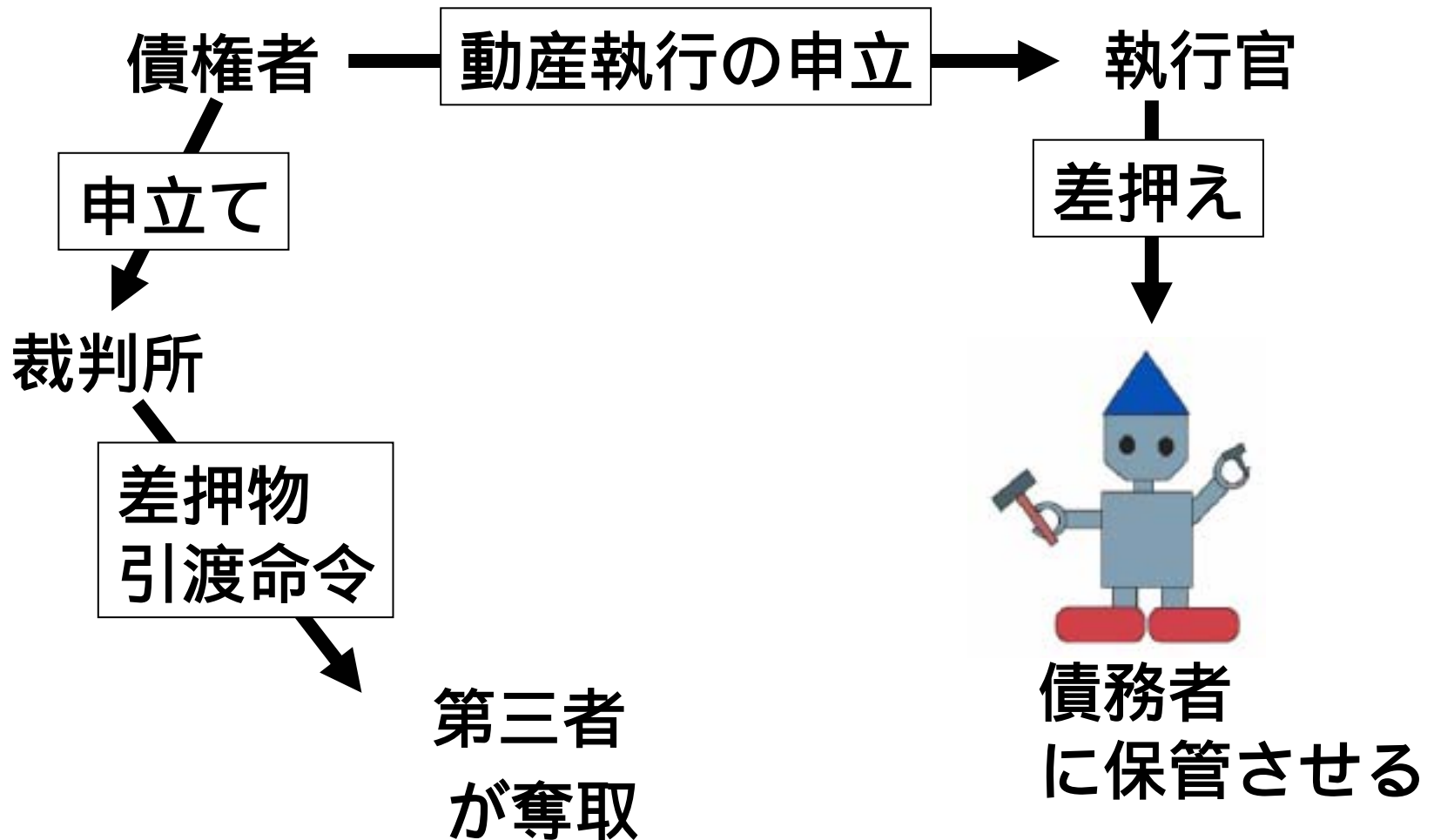
差押えの効力（126条-127条）

- 処分禁止の効力　　差押えの効力発生後に債務者が差押物についてなした処分行為は、差押債権者のほか、その執行手続に参加するすべての債権者に対して、対抗できない（手続相対効）。但し、差押物についても、動産取引の安全のために、即時取得（[民192](#)）の余地は認められる。
- 換価権限の取得　　執行官は、差し押えられた動産を換価する権限を取得する。

差押えの効力の及ぶ範囲（126条）

- 差押えの効力は、差押物から生ずる天然果実にも及ぶ。
- 債務者に保管させている場合でも、債務者は天然果実を収取できない。

差押物引渡命令 (127条)



付随的効力

- 差押えは、執行債権につき消滅時効中断の効果を有する（民147条2号・154条・155条）。

差押えの制限（128条-130条）

- 金銭債権の満足のために行われるので、次の制限に服する。
 1. 超過差押えの禁止（128条1項）
 2. 無益執行の禁止（129条1項）
 3. 優先債権者を害する換価の禁止（129条2項）

差押禁止財産の制度の趣旨

- 執行債権者の利益と社会の一員としての債務者の利益とを調整するために、差押禁止財産の制度が設けられている。
- 生活保護法58条などでも個別的に差押禁止財産が設けられているが、民事執行法は一般的差押禁止財産を制限的に列挙している（[131条](#)・152条）。

差押禁止動産の種類（131条）

- 最低生活の保障 3号の金額は月額33万円
- 職業の維持に必要な物
- 債務者の専用物（7号・13号・8号・9号・10号）。なお、企業からの分離禁止（会社の各種会計書類や顧客名簿等）も認めるべきである。
- 未公表の知的財産（12号）
- 不動産からの分離禁止（14号）

差押禁止物にあたるか否かの判断

- 執行官が職権で審査・判断する。
- 差押禁止に違反した差押えは、手続上違法であり、債務者その他の利害関係人は執行異議（[11条](#)）により差押えの取消しを執行裁判所に求める。
- しかし、取り消されるまでは差押え自体は有効であり、執行売却による買受人の所有権取得は、右の違法によっては妨げられない。

差押禁止範囲の拡張と縮減（132条）

- 債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して（1項）、
 1. 法定禁止動産以外の動産の差押えの禁止あるいは取消しを命じ、あるいは、
 2. 法定禁止動産の差押えを許可すること。
- 事情の変更があった場合に、それらの決定を変更すること（2項）

差押物の解放

- 動産執行の申立ての取下げ、あるいは差押えの取消しの場合 差押取消宣言と差押物の解放が必要とされる。
- 差押物の解放は、債務者その他の受領権者（124条）に差押えを取り消す旨を事前に通知して、差押物をその所在場所で引き渡す方法により行う（規127条1項本文）。
- 動産受領権者がその動産を保管しているときは（123条3項・124条）、その者に対して取消の通知をすれば足りる（規127条1項但書）。